⑵　再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合
　現に指定されている識別信号（その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。）

19　18の欄は、人工衛星の名称を「Ｎ－ＳＡＴ－110」のように記載すること。

20　19の欄の記載は、次によること。

⑴　電波の型式は、次によること。

ア　多重無線設備の打合せ通信路については、変調の型式は記載しないこと。

イ　連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。

ウ　占有周波数帯幅については、設備規則別表第２号第２から第４までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に冠して記載することができる。

⑺　占有周波数帯幅を３数字及び１文字（H、K、M又はG）により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の０並びに文字のK、M及びGを用いないこと。

⑴　占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記　載　方　法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	１K00～999K
1.00MHz～999MHz	１M00～999M
1.00GHz～999GHz	１G00～999G

⑵　周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何MHzから何MHzまで何波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができるほか、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHzまで何kHz間隔何波」又は「何MHzから何MHzまで」のように記載することができる。

⑶　空中線電力は、周波数ごとに希望する最大空中線電力を記載すること。

21　20の欄の記載は、当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称）を記載すること。

22　21の欄の記載は、次によること。

⑴　対地静止衛星の場合

ア　対地静止衛星軌道の欄は、「東経135°」のように記載すること。

イ　緯度の変動幅及び経度の変動幅の各欄は、「±0.1°」のように記載すること。

⑵　対地静止衛星以外の人工衛星の場合

ア　軌道の傾斜角の欄は、「45°」のように記載すること。

イ　周期の欄は、分単位で記載すること。

ウ　遠地点の高度及び近地点の高度の各欄は、キロメートル単位で記載すること。

エ　軌道の種類は、コード表により記載すること。